

★三共ニュース★

第251号

【皆様へ感謝】

(株)三共テクニカおかげさまで創業61年！(株)三共ハウステックおかげさまで創業31年！
豊中市、三田市を中心に地元密着を大切に末永くお付き合いさせていただきたいと考えておりますので引き続き何卒よろしくお願ひ申し上げます。

新築
請負工事



【新築戸建て請負工事】

将来ご両親との同居を見据え、バリアフリー仕様です。今月から着工。注文住宅ならではのこだわりの設計です！

豊中市桜の町1丁目	木造軸組工法2階建
屋根：合金メッキ鋼板ぶき 外壁：サイディング	
延べ床面積：129.02㎡(39.02坪)	
1階面積：63.81㎡/2階面積：65.21㎡	



施行前 ➤ 施工後

外壁改修工事

【個人宅】

平成19年に弊社で施工した豊中市曾根東町に所在する個人住宅の外壁防水塗装工事を行いました。サイディング・窓回り等のコーキング打ち直し、エアコンを外しての洗いから2度のクリア塗装まで、3週間かけて丁寧に仕上げました。



区分所有者の貸主は借主の責めを負う？

【質問】

分譲マンションの一室を賃貸している借主が何度も火災警報器を鳴らしたり、エントランスの設備を破損等したので、そのマンションの管理組合から、借主だけではなく区分所有者である貸主にも損害賠償等を請求された。貸主は応じなければならないのか。

【回答】

管理規約中に「区分所有者が専用部分を賃貸する場合には、借主に対し管理規約や使用細則を遵守させなければならない」との規定があり、かつ、管理規約等に本件の借主の行為を禁ずる旨の定めがあれば、区分所有者である貸主は、当該規約に違反したとして管理組合に対し責任が生じることになる。以上の点を踏まえ、貸主は管理組合および借主と協議し、負担の在り方等を検討していくことになる。

管理の豆知識

【管理物件求む！売買物件、リフォームもお任せください！】※ご相談・お見積り無料

日常清掃・巡回・空室管理・設備点検、家賃管理等、オーナー様ご自身で全てこなすのは大変ではありませんか？
弊社では各分野の専門業者に業務を委託。プロの力でお客様の物件を全力でサポートいたします。